

葉山町子ども・子育て会議 報告

(平成 27 年度)



葉山町子ども・子育て会議

平成 28 年 3 月

目次

1	はじめに	1 頁
2	葉山町子ども・子育て会議の審議経過	2 頁
3	報告の趣旨	4 頁
4	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について	5 頁
5	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業 について	8 頁
6	放課後児童クラブ（放課後子ども教室）について	10 頁
7	葉山町子ども・子育て会議委員名簿	12 頁
○	葉山町子ども・子育て会議条例	13 頁
○	葉山町子ども・子育て会議運営要領	15 頁

1 はじめに

(1) 会議の紹介

- 葉山町子ども・子育て会議（以下、会議）は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。
- 平成 25 年度から平成 26 年度の 2 年間は、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度の準備作業を中心に審議を行いました。（2 年間で 11 回）
- 平成 27 年度は、「葉山町子ども・子育て支援事業計画」で推進する各種事業について、引き続き 4 回の議論を行いました。
- また、審議内容について理解を深め、よりよい形にするために、委員有志による自主打合せも 4 回実施されました。加えて、子ども・子育て会議が主体となり、住民の方たちが気軽に意見・情報交換できる座談会も 1 回開催されました。



2 葉山町子ども・子育て会議の審議経過

NO	開催日・場所	主な審議検討内容
1	平成 27 年 7 月 17 日 (金) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 平成 26 年度の実施報告と平成 27 年度の実施予定について (2) 今後のイベントについて
2	平成 27 年 10 月 15 日 (木) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 新制度に係る教育・保育の量の見込み「確保方策」について (2) 新制度に係る地域・子ども子育て支援事業の量の見込みと「確保方策」について (3) 葉山町が子ども・子育て会議で検討していきたい内容について (4) 子ども・子育て支援新制度一般向け勉強会について (5) その他
3	平成 27 年 12 月 22 日 (火) 10 時～12 時 協議会室 1	(1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について (2) 一時預かり事業の拡充、ファミリーサポートセンターについて (3) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について (4) 座談会（放課後の子どもの居場所・過ごしかた）の報告について (5) その他
4	平成 28 年 2 月 22 日 (月) 10 時～12 時 協議会室 2	(1) 子ども・子育て会議最終報告について ①利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について ②一時預かり事業の拡充、ファミリーサポートセンターについて ③放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について (2) 座談会について (3) その他

葉山町子ども・子育て会議委員自主打合せ

NO	開催日・場所	主な打合せ内容
1	平成 27 年 9 月 19 日 (土) 19 時～21 時 30 分 役場食堂	○12 月開催予定の勉強会 (子ども子育て会議主催) の開催について
2	平成 27 年 9 月 26 日 (土) 19 時～22 時 役場食堂	○12 月開催予定の勉強会 (子ども子育て会議主催) の開催について
3	平成 28 年 1 月 16 日 (土) 19 時～21 時 役場食堂	○次回の勉強会 (子ども子育て会議主催) の開催について
4	平成 28 年 3 月 13 日 (日) 19 時～22 時 20 分 役場食堂	○次回の勉強会 (子ども子育て会議主催) の開催について ○自主打合せのあり方について

座談会 (葉山町子ども・子育て会議主催)

NO	開催日・場所	主な内容
1	平成 27 年 12 月 6 日 (日) 10 時～12 時 教育委員会 研修室	○座談会 (放課後の子どもの居場所・過ごしかた 参加者 29 名 (一般参加者 13 名、会議委員 12 名、町職員 4 名))



3 報告の趣旨

- 会議では、平成 27 年 3 月に新制度の施行にあたり、①現在町で課題となっていること、②今後 5 年間に必要と思われることについて、1 つ 1 つ整理しながら、最終報告を提出しました。

- 平成 27 年度は、この最終報告の中でも、特に重要と思われる
(1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業
(2) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター
(3) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）
について、議論を行いましたので、葉山町子ども・子育て会議
条例第 2 条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです。

- 会議では、上記事業における、①現状、②課題、③対応、④協働でできることの観点から、議論を行いましたので検討状況を述べていきます。

- なお、④の協働でできることは、会議の中で、「子育て支援に関する協働の定義」が定かになっていないとのご意見もありましたが、現時点で考えられる協働の観点を記載することとしました。

- 審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。



4 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について

【1】事業の方向性（平成27年3月の最終報告より）

- 当面の対応としては、これまで様々な相談や情報提供を行ってきた子育て支援センターの機能を拡充することが現実的と思われる。
- 一方で、インフォーマルな人のつながりが果たす役割も無視できない。お互いの知識や経験を共有することで、思いがけず悩みが解消されたり、必要とするサービスにつながることもある。子育て中の保護者や支援者が広くゆるくつながることができる場づくりも重要と思われる。
- 例えば、町内では、民間団体や自治会がサロンを提供したり、親子で集まれるイベントを行うなど、すでに様々な活動が進められている。そうした事例も参考にしながら、当事者が自主性を損なわない形でつながりの持てる機会をどのように設定できるか検討してもよいと思われる。
- 既存の制度の枠組みにとらわれず、引続きよりよいあり方を考える必要があると思われる。

【2】現状と課題

（1）子育てに関する様々な相談

- 子育て支援センターや児童館・青少年会館、子ども育成課において実施している。
- 保健師等の専門性を活かした相談及び情報提供等を実施している。また、乳幼児全戸訪問事業等で訪問した際に、相談及び情報提供等を行い、妊娠期から切れ目のない支援を実施している。（利用者支援事業の母子保健型）
- 住民がどこに何の相談をすればよいのか分からない。役場へ相談に行くにはハードルが高いと感じている人がいる。
- 子育て支援センターを利用する人が限られている。知らない

人もいると思われる。

(2) つながることができる場づくり

- ひろば事業を子育て支援センターや児童館・青少年会館で行い、相談及び情報提供等を実施している。(利用者支援事業の基本型)

- つながりは、子育て支援センター、児童館・青少年会館、保育園、幼稚園などの子育て支援機関の各種事業がきっかけとなることが多いが、ひろば事業などの利用時間が限られている。

- 長柄地区などは、場所が遠くて通いにくい人もいる。

(3) 情報提供

- 子育てガイドブック「葉みんぐ」を作成し、子ども育成課窓口にて出生や転入手続きの際に配布など、情報提供を図っている。

- 子育てガイドブック「葉みんぐ」は、情報を得る役割は果しているが、改定した現在の「葉みんぐ」は、初期に比べ、すっきりし過ぎている。

- 現在の子育て世代は、スマートフォンなどから情報を得ることが多い。

【3】対応

(1) 子育てに関する様々な相談

- 子育て支援センター、児童館等、保育園、幼稚園などの子育て関係機関が横の繋がりを意識し、相談内容に応じて関係機関へ繋げるコンシェルジュ的な役割を果たしていく必要があると思われる。

- 例えば、「気軽に何でもご相談ください」などの看板を窓口へ掲示するなど、ハードルを下げる工夫も考えられる。

(2) つながることができる場づくり

- 例えば、つながりのきっかけとなる子育て支援機関の各種事業を充実することや、子育て支援センターの増設などの機能強

化で体制を整えることも考えられる。

(3) 情報提供

- 情報の発信については、利用者の多様性に配慮しながら、必要な情報の精査や利用しやすい方法を工夫していく。

【4】協働でできること

- 町内の子育て支援に関わるボランティア団体やNPO法人等の地域と行政との情報交換や話し合いにより、横の繋がりを強化できると思われる。
- ボランティア団体やNPO法人等を含め、相談機能充実や情報内容熟知のための勉強会を実施できると考えられる。
- ボランティア団体やNPO法人等と連携し、情報共有しながら、「葉みんぐ」の改定や子育てマップ（仮）等の作成をすることができると考えられる。



5 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業について

【1】事業の方向性（平成27年3月の最終報告より）

- 一時預かりの数が絶対的に不足している。当面は、待機児童の解消に力が注がれることはやむをえないが、利用を求める声が多いことをふまえて、早急な実施努力が必要である。
- 現行の子育て支援センターの一時預かり事業のほか、①幼稚園の預かり保育の充実、②保育所での一時預かり事業の実施などで、徐々に一時預かりの利用枠を広げていくことが必要である。極めて高いニーズに応えるために、町独自の財政的支援も必要と思われる。
- また、ファミリー・サポート・センターについては、①支援会員の養成を続けるほか、②依頼会員との適切なマッチングを行うことも重要となる。しかし、ボランティア活動であることを前提として、会員に対して過度な負担にならないように十分配慮する必要がある。
- なお、近年、子育てしたくない、あるいは自分のことを大事にする親が増えているとも言われている。一時預かり事業を充実する一方で、保護者がきちんとした子育ての力をつけるために、身近な場所で子育てについて助言できる体制を整えることも必要と思われる。

【2】現状と課題

(1) 一時預かり事業

- 誰もが利用できる場所は子育て支援センター1ヶ所である。
- 時期により利用希望者が多くキャンセル待ちの方が多い状況である。
- 子育て支援センターは、月曜日が休みで、利用できないときがある。ニーズに対する利用枠が少ない。
- 保育園に入園できなかった待機児童の代替施設としての利用がある。平成27年度に新設保育園ができたことで待機児童が一時預かり事業を利用せざる負えない状況が解消しつつある。

○ 一部の幼稚園や保育園、町内会では独自に一時預かり事業を行っているところがある。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

○ 支援会員は養成により毎年増えているが、ニーズの多様化で活躍できない会員が多い。

○ 例えば、送迎の支援希望に対し、時間帯や車使用が壁となるケースがある。

○ 支援者は、どこまで支援するべきかとの葛藤もある。

○ 利用料の負担が大きいとの声がある。

【3】 対応

(1) 一時預かり事業

○ 平成 27 年度の新設保育園で一時的に緩和したが、引き続き利用枠の拡大に向けた取り組みが必要である。例えば、葉山保育園での事業実施や子育て支援センターの増設などの機能強化の検討、事業を実施する又は検討する保育園、幼稚園、町内会などの実態調査により、事業化の可能性と必要に応じて、町のバックアップ体制を検討していく。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

○ 利用料の負担が大きくなるように、低所得者に対する負担の軽減策を考えていく。

○ 制度周知の中で利用者と支援者の利用できること支援できることの相互理解により事業の理解を図っていく。

【4】 協働でできること

○ 地域で一時預かり事業を実施できる場所の調査、情報提供を行うことができると考えられる。

○ 一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の制度を地域に幅広く周知できると考えられる。

6 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）について

【1】事業の方向性（平成27年3月の最終報告より）

- 今後、学童クラブについては、児童館との分離を基本として、民間団体による運営を進めていく方向が望ましいと思われる。担い手の広がり期待できるほか、保護者に対して多様な選択肢を用意することにつながる。
- また、民間学童クラブの運営を軌道にのせるために、町直営の学童クラブは将来的に廃止の検討を行うことになる。廃止にあたっては、利用者に不利益がでないように、保護者のニーズをしっかりと見極めた上で判断する必要がある。
- なお、放課後子ども教室についても、一定のニーズがあることをふまえ、場所・人材など町内の社会資源について十分考慮した上で、実施に向けた検討が必要だと思われる。

【2】現状と課題

(1) 学童クラブ

- 町直営の学童クラブは、児童館で実施しているため同じ環境で、一般来館児童と学童クラブの児童が地域の子どもとして区別なく利用でき、直営の良さもある。
- 平成27年度に民間学童クラブが2ヶ所増え、利用者は町直営と民間の選択肢が増えている。
町直営学童クラブは145名、民間学童クラブは92名(11月末)が入会している。
- 学童クラブ以外の児童館利用者は、一度帰宅しないと利用できない。

(2) 放課後子ども教室

- 放課後子ども教室（全児童型）の類似した事業は、児童館・青少年会館で実施しているが、室外の遊び場には限りがある。

- 学校に放課後子ども教室はないが、校庭は開放されている。
- 児童館や学校の校庭の利用者は、一度帰宅しないと利用できない。
- 放課後子ども教室としての事業を求める声がある。

【3】対応

(1) 学童クラブ

- 町直営の学童クラブは、保護者から児童館と学童クラブの児童が一緒に過ごせ、交流できる良さの声があり、廃止だけでなく民間学童クラブとの共存を考えていく。

(2) 放課後子ども教室

- 学童クラブや放課後子ども教室を小学校内で実施するためには、保護者や関係機関の気運の高まりが必要である。
- 放課後の過ごし方は、学童クラブ以外は一度帰宅することが原則であり、家に帰らずそのまま校庭や児童館で遊ぶことができるしくみの見直しには、安全面や責任の所在を明確にしながら、保護者や関係機関の理解が必要である。
- P T Aなどで放課後の子どもの居場所事業を行っていくことに対し、町のバックアップ体制が必要である。

【4】協働でできること

- 放課後の子どもたちの過ごし方について、地域の関心を持ってもらい、地元の町内会、子ども会、P T A、行政等が気運を高めることができると思われる。
- 放課後の子どもたちの見守り活動を行うなど、地域と行政ができることについて話し合いをすることができると考えられる。

7 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

氏 名	所 属
寶川 雅子	学識経験者
武谷 廣子	医師（葉山町母子保健健診医）
松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
角井 行雄	あおぞら幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
柴田 みゆき	保育園父母代表
平野 里香	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	おひさま保育室（認可保育所）
倉上 みゆき	小学生父母代表
多田 圭太	学童保育父母代表
菅原 美子	公募委員
鈴木 佳野	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センター ぽけっと
北原 淳子	上山口児童館
小林 恭子	長柄小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
加藤 昌代	鎌倉三浦地域児童相談所
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所
梅田 仁	葉山町教育委員会生涯学習課

（順不同、敬称略）

○葉山町子ども・子育て会議条例

平成25年3月15日条例第10号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。